

不安にさせてお金を騙し取る

不当(架空)請求

こんな手口に注意!

心当たりのない会社などから、通販代金やアダルトサイトの利用料・延滞金などを封書・ハガキ・メールで請求してきます。

ほかにも、公的機関に似た名称、裁判所、弁護士をかたる場合などもあります。



アドバイス

- ◆利用していなければ、支払う必要はありません。
- ◆利用したかもしれない場合でも、根拠のある明細書などがなければ、相手にする必要はありません。
- ◆請求者に連絡をしないでください。電話をかけると、自分の電話番号等の個人情報を相手に知らせることになり、相手はさらに執拗な請求を繰り返してきます。
- ◆このような請求があった場合には、お金を振り込む前に、お近くの消費生活相談窓口や警察署に相談してください。

返すと言って逆にお金を振り込ませる

還付金詐欺

こんな手口に注意!

公的機関をかたり、「医療費の還付」「税金の払い戻し」などがあると言って、口座の預金をだましとります。

入金手続きと見せかけ、実際には振り込み操作をさせます。



アドバイス

- ◆公的機関は、還付金手続きを電話連絡したり、ATMを操作させることはありません。
- ◆他にも、「オレオレ詐欺(子供や孫などになりすまし、借金返済や示談金などの名目でお金を振り込ませる。)」や「融資保証金詐欺(借金返済で困っている人に、「融資する」と勧誘し、保証金などの名目でお金を騙し取る。)」などの「振り込め詐欺」による被害が後を絶ちません。
- ◆還付金手続きの電話がかかって来たら、ATMへ行く前に、お近くの警察署に相談してください。